その他告示

○農林水産省告示第六百六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十五日　農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表

都道府県	市町村	地域
北海道	網走市	（削る）

改正前

別表

都道府県	市町村	地域
北海道	網走市	稲富（四十七番三、九十七番二及び三、九十八番一及び三から十まで、九十九番二及び三、百番一から十五まで、百一番一から三まで、百二番一及び二、百三番一及び二、百四番一及び三、百五番一から五まで、百六番、百六番二及び三、百七番一及び三、百十二番、百十三番一から三まで、百十四番一から四まで、百十五番三、百十六番、百十七番一から三まで、百十八番一から三まで、百十九番、百十九番二及び三、百二十番一から三まで、百二十一番一から八まで、百二十二番一から六まで、百二十三番一から三まで、百二十四番一、三及び四、百二十五番一、二、四及び六から十五まで、百二十六番、百二十六番二、百二十七番、百二十八番一から三まで、八及び九、百二十九番一、二、四、七及び八、百三十番、百三十一番一、四、十二、十三、十五、十六及び十八、百三十五番三、百三十七番三、六百六十六番二、三及び十四、六百六十九番三、五、十二及び十三、六百七十一番一、二及び五、六百七十二番三及び十二、六百七十四番一、六百九十番二及び十三、七百七番、七百十三番、七百十四番一及び二、七百三十三番、二万六番から二万八番まで、二万十四番、三万十九番並びに三万二十五番に限る。）及び音根内（二百三十三番、二百三十七番一から六まで、二百三十八番一から五まで、二百三十九番一及び四から二十一まで、二百四十番一及び三から七まで、二百四十五番一及び二、